**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮城県仙台市宮城野区岩切三丁目二六四番地二、最後の住所宮城県多賀城市鶴ヶ谷二丁目三四番一九号ファミール鶴ヶ谷一〇三

被相続人　亡　鈴木　政市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十七日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番二〇号グランドメゾン片平四階

相続財産管理人　弁護士　北爪　賀章

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県福島市矢剣町七九番地、最後の住所福島県福島市矢剣町二八番七号

被相続人　亡　長谷川和見

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十七日

福島県福島市五老内町六番九号

相続財産管理人　弁護士　駒田　晋一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県会津若松市栄町六七九番地、最後の住所福島県会津若松市御旗町五番六四号

被相続人　亡　佐藤　健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十七日

大沼郡会津美里町字高田甲二八九五番地セブンハイツ一〇五号

相続財産管理人　櫻井　宏信

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県太田市新田萩町三一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　清村樹久已

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十七日

群馬県太田市浜町三番六号太田商工会議所会館四階

相続財産管理人　弁護士　松浦　貴之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県沼田市井土上町八五〇番地、最後の住所群馬県沼田市発知新田町五一四番地

被相続人　亡　戸部　鶴雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十七日

群馬県前橋市石倉町五丁目九番一六号榛名ビル二階

相続財産管理人　弁護士　上野　猛

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県川口市弥平二丁目一〇番、最後の住所埼玉県川口市弥平二丁目一〇番一五号

被相続人　亡　鴫原　道雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十七日

埼玉県戸田市本町二―一〇―一山昌ビル三階　弁護士法人戸田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田　佳佑

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都千代田区飯田橋四丁目一番地、最後の住所千葉市中央区千葉港二番二号レクセルシティ千葉一四〇三号

被相続人　亡　中村　和史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十七日

事務所千葉市中央区中央三―四―八コーノスビル三階鈴木牧子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保佳織

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山梨県南巨摩郡南部町福士四三四八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　望月　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十七日

山梨県甲府市中央一丁目八番六号今井ビル三階丸山公夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴山　聡

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県上水内郡信濃町大字野尻二番地ロの一、最後の住所長野県上水内郡信濃町大字野尻一〇番地一　被相続人　亡　瀧澤　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十七日

長野県長野市徳間三二六五番地

事務所長野県上水内郡信濃町大字柏原三八四番地一八　相続財産管理人　丸山みち代

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県熱海市咲見町二一五番地、最後の住所静岡県熱海市上多賀九六二番地の一　中銀ライフケア白石一二〇七

被相続人　亡　安藤　玉枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十七日

静岡県沼津市吉田町二五番二号　浜ビル二階　沼津総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下田　朗弘

## 第７期決算公告

平成28年5月27日

東京都中央区新川一丁目21番２号

**株式会社マキス**

代表取締役　牧　誠

**貸借対照表の要旨**（平成28年３月31日現在）

| 科目 | | 金額（百万円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 121 |
| | 固定資産 | 24,709 |
| | 合計 | 24,831 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,182 |
| | 株主資本 | 22,648 |
| | 資本金 | 98 |
| | 資本剰余金 | 19,957 |
| | その他資本剰余金 | 19,957 |
| | 利益剰余金 | 2,593 |
| | その他利益剰余金 | 2,593 |
| | （うち当期純利益） | (647) |
| | 合計 | 24,831 |

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億五千万円、資本準備金の額を一億四千九百四十三万二千百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年五月二十七日

東京都中央区新川一丁目二一番二号

株式会社マキス

代表取締役　牧　誠

## 第76期決算公告

平成28年５月27日

山形市流通センター一丁目９番地の２

**オビサン株式会社**

代表取締役　小嶋　寛之

**貸借対照表の要旨**（平成27年７月31日現在）

| 科目 | | 金額（百万円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,139 |
| | 固定資産 | 1,903 |
| | 合計 | 3,042 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,301 |
| | 固定負債 | 737 |
| | 株主資本 | 970 |
| | 資本金 | 37 |
| | 資本剰余金 | 20 |
| | 利益剰余金 | 913 |
| | その他利益剰余金 | 913 |
| | その他有価証券評価差額金 | 34 |
| | 合計 | 3,042 |

（注）当期純利益　29百万円